

第四百七十七回
会

参議院財政・金融委員会會議録第十六号

平成十二年五月十二日(金曜日)

午後零時二十二分開会

委員の異動

五月九日

辞任

羽田雄一郎君
宮本 岳志君

補欠選任

櫻井 充君
笠井 亮君

五月十日

辞任

林 芳正君
笠井 亮君
三重野榮子君

補欠選任

龜井 郁夫君
筆坂 秀世君
洲上 貞雄君

五月十一日

辞任

伊藤 基隆君
櫻井 充君
筆坂 秀世君
洲上 貞雄君

補欠選任

小宮山洋子君
江田 五月君
笠井 亮君
三重野榮子君

五月十二日

辞任

龜井 郁夫君
江田 五月君
小宮山洋子君

補欠選任

林 芳正君
櫻井 充君
伊藤 基隆君

同日

委員平田耕一君は議員を辞職した。

出席者は左のとおり。

委員長
理事

平田 健二君
岩井 國臣君
中島 眞人君
寺崎 昭久君
海野 義孝君
池田 幹幸君

委員

河本 英典君
中島 啓雄君
林 芳正君
日出 英輔君
星野 朋市君
伊藤 基隆君
久保 亘君
櫻井 充君
浜田卓二郎君
笠井 亮君
三重野榮子君

國務大臣

大蔵 大臣
郵政 大臣

宮澤 喜一君
八代 英太君

政務次官

大蔵政務次官
郵政政務次官

林 芳正君
前田 正君

事務局側

常任委員会専門員

吉田 成宣君

本日の會議に付した案件

○資金運用部資金法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○郵便貯金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る九日、羽田雄一郎君及び宮本岳志君が委員を辞任され、その補欠として櫻井充君及び笠井亮君が選任されました。
なお、本日、平田耕一君は議員を辞職されました。

た。

○委員長(平田健二君) 資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び郵便貯金法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。
政府から順次趣旨説明を聴取いたします。宮澤大蔵大臣。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりました資金運用部資金法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、平成十年六月に成立した中央省庁等改革基本法第二十条第二号の規定に基づき財政投融資制度の改革を実施することとし、郵便貯金及び年金積立金の資金運用部への預託を廃止し、資金調達について市場原理ののつとめたものとするため、関連する三法、すなわち資金運用部資金法、資金運用部特別会計法及び資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律について一括して所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。
以下、この法律案につきまして御説明申し上げます。

第一に、郵便貯金及び年金積立金の資金運用部への預託義務を廃止するとともに、資金運用部資金を財政融資資金に改める等の措置を講ずることとしております。

第二に、資金運用部特別会計を財政融資資金特別会計に改めるとともに、同特別会計の負担において国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができることとする等の措置を講ずることとしております。

その他、郵便貯金資金及び簡保積立金の地方公共団体への貸し付けについて国会の議決を経るこ

ととする等、所要の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(平田健二君) 八代郵政大臣。

○國務大臣(八代英太君) ただいま議題となりました郵便貯金法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、中央省庁等改革基本法第三十三条第二項の規定に基づき、郵便貯金または郵便振替として受け入れた資金の全額を自主運用とするために必要な措置を講ずるため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用について所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。
郵便貯金または郵便振替として受け入れた資金の全額を自主運用とするために必要な措置を講ずることとし、郵便貯金資金の設置及びその運用範囲、運用計画の策定等について定めるとともに、郵便振替資金の設置及びその運用範囲を定めるほか、簡易生命保険特別会計の積立金の運用範囲の見直しを行う等の措置を講ずることとしております。

なお、この法律の施行期日は平成十三年四月一日といたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(平田健二君) 以上で両案の趣旨説明の

聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、資金運用部資金法等の一部を改正する法律案

一、郵便貯金法等の一部を改正する法律案

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案

(資金運用部資金法の一部改正)

第一条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

財政融資資金法

第八条から第十一条までを削る。

第七条の見出しを「(財政融資資金の運用)」に改め、同条第一項中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、第九号から第十一号までを削り、第十二号を第九号とし、同項に次の一号を加える。

十 財政融資資金をもつて引受け、応募又は買入れを行った債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

第七条第二項中「金融債又は」を削り、「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、「それぞれ三分の一又は」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条を第十条とする。

第六条を削る。

第五條の見出しを「(財政融資資金預託金の取扱手続)」に改め、同条中「外、資金運用部預託金」を「ほか、財政融資資金預託金」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(財政融資資金補足のための一時借入金及び

融通証券)

第九条 財政融資資金に属する現金に不足があるときは、財政融資資金特別会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年以内に償還しなければならない。

第四條の見出しを「(財政融資資金預託金)」に改め、同条第一項中「第二條若しくは前條第一項又は他の法律若しくは政令の規定により資金運用部に預託された資金(以下「資金運用部預託金」という。))」を「財政融資資金預託金」に改め、同条第二項中「資金運用部預託金」を「財政融資資金預託金」に、「払いもどし」を「払戻し」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 財政融資資金預託金には、約定期間に応じ、国債の利回りに即して財務大臣が定める利率により利子を付する。

第四條第四項中「当該資金運用部預託金の預託されていた期間、同項の利率その他の事情を考慮して」を「同項の利率より低い利率であつて」に、「同項の利率より低い利率」を「財務大臣が定めるもの」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「資金運用部預託金」を「財政融資資金預託金」に、「毎年三月三十一日及び九月三十日」を「六月」とし、財務大臣が定める日に、「第三項又は第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「資金運用部預託金」を「財政融資資金預託金」に改め、同項を同条第六項とし、同条を第七條とする。

第三條第一項中「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、同条第二項中「資金運用部特別会計」を「財政融資資金特別会計」に、「資金運用部へ」を「財政融資資金へ」に、「外」を「ほか」に、「但し」を「ただし」に改め、同条を第六條とす

る。

第二條の見出しを「(財政融資資金への預託の義務)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「(資金運用部特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く。))」を削り、「積立金」の下に「(財政融資資金特別会計、簡易生命保険特別会計、厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金を除く。))」を加え、「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、同項を第五條とする。

第一條中「郵便貯金(郵便振替を含む。以下同。))」を「財政融資資金を設置し」に、「資金運用部」を「財政融資資金」に、「並びに資金運用部特別会計」を「財政融資資金特別会計」に、「資金運用部資金」として「を」並びに「財政融資資金特別会計からの繰入金」を「に」に、「確定且つ有利な方法で運用する」を「もつて国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行う」に、「寄与せしめる」を「寄与する」に改め、同条の次に次の三條を加える。

(財政融資資金の設置)

第二條 この法律の目的を達成するため、財政融資資金を設置する。

(財政融資資金の管理及び運用並びに区分経理)

第三條 財政融資資金は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理及び運用する。

2 財政融資資金は、他の政府資金と区分して経理するものとする。

(財政融資資金に充てる財源)

第四條 財政融資資金は、次条若しくは第六條第一項又は他の法律若しくは政令の規定により預託された資金(以下「財政融資資金預託金」という。))、財政融資資金特別会計の積立金及び余裕金並びに財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一十号)第十四條第一項の規定による繰入金をもつて充てる。

第十二條の見出しを「(財政融資資金運用計画

の諮問)」に改め、同条第一項中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に、「審議会の議に付さる」を「財政制度等審議会(以下「審議会」という。))の意見を聴か」に改め、同条第二項中「聞いて」を「聴いて」に改め、「し、これを年金資金等厚生保険特別会計の年金勘定、船員保険特別会計又は国民年金特別会計の国民年金勘定から預託された資金及び国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三十五條の二第二項の規定により預託された資金をいう。以下次条において同じ。))に係るものとその他の資金に係るものとに区分」を削り、「添附」を「添付」に改め、同条を第十一條とする。

第十三條の見出しを「(財政融資資金運用報告書)」に改め、同条第一項中「資金運用部資金運用報告書」を「財政融資資金運用報告書」に改め、同条第二項中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に、「未現在の資金運用部の貸借対照表を添附」を「の財政融資資金特別会計の貸借対照表及び損益計算書を添付」に改め、同条第三項中「及び区分」を削り、「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、「年金資金等に係る使途別の運用状況を特に明らかにし」を削り、「添附」を「添付」に改め、同条を第十二條とする。

第十四條を削る。

第十五條(見出しを含む。中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、同条を第十三條とする。

第十六條(見出しを含む。中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、同条を第十四條とする。

附則第十二條中「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、「除く。))」の下に並びに厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十二條第一項及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十五條の規定により財政融資資金に預託された資金(厚生保険特別会計に係る資金にあつては年金勘定に係るもの(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九

の諮問)」に改め、同条第一項中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に、「審議会の議に付さる」を「財政制度等審議会(以下「審議会」という。))の意見を聴か」に改め、同条第二項中「聞いて」を「聴いて」に改め、「し、これを年金資金等厚生保険特別会計の年金勘定、船員保険特別会計又は国民年金特別会計の国民年金勘定から預託された資金及び国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三十五條の二第二項の規定により預託された資金をいう。以下次条において同じ。))に係るものとその他の資金に係るものとに区分」を削り、「添附」を「添付」に改め、同条を第十一條とする。

第十三條の見出しを「(財政融資資金運用報告書)」に改め、同条第一項中「資金運用部資金運用報告書」を「財政融資資金運用報告書」に改め、同条第二項中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に、「未現在の資金運用部の貸借対照表を添附」を「の財政融資資金特別会計の貸借対照表及び損益計算書を添付」に改め、同条第三項中「及び区分」を削り、「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、「年金資金等に係る使途別の運用状況を特に明らかにし」を削り、「添附」を「添付」に改め、同条を第十二條とする。

第十四條を削る。

第十五條(見出しを含む。中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、同条を第十三條とする。

第十六條(見出しを含む。中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、同条を第十四條とする。

附則第十二條中「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、「除く。))」の下に並びに厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十二條第一項及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十五條の規定により財政融資資金に預託された資金(厚生保険特別会計に係る資金にあつては年金勘定に係るもの(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九

の諮問)」に改め、同条第一項中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に、「審議会の議に付さる」を「財政制度等審議会(以下「審議会」という。))の意見を聴か」に改め、同条第二項中「聞いて」を「聴いて」に改め、「し、これを年金資金等厚生保険特別会計の年金勘定、船員保険特別会計又は国民年金特別会計の国民年金勘定から預託された資金及び国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三十五條の二第二項の規定により預託された資金をいう。以下次条において同じ。))に係るものとその他の資金に係るものとに区分」を削り、「添附」を「添付」に改め、同条を第十一條とする。

第十三條の見出しを「(財政融資資金運用報告書)」に改め、同条第一項中「資金運用部資金運用報告書」を「財政融資資金運用報告書」に改め、同条第二項中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に、「未現在の資金運用部の貸借対照表を添附」を「の財政融資資金特別会計の貸借対照表及び損益計算書を添付」に改め、同条第三項中「及び区分」を削り、「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、「年金資金等に係る使途別の運用状況を特に明らかにし」を削り、「添附」を「添付」に改め、同条を第十二條とする。

条の第三項の規定による預託金となつたものを含む。に、国民年金特別会計に係る資金にあつては国民年金勘定に係るもの(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第七十六条第二項の規定による預託金となつたものを含む。)に限り、約定期間が一年未満のものを除く。をを加へ、「第四条第三項」を「第七条第三項」に改める。

附則第十三項中「第四条第五項の規定は前項の政令の制定又は改正の立案について、同条第六項」を「第七条第五項」に改める。

附則第十四項を次のように改める。

14 財政融資資金は、第十条第一項の規定にかかわらず、当分の間、商工組合中央金庫の発行する債券(以下「金庫債」という。)及び簡易保険福祉事業団に対する貸付けに運用することができ、

附則に次の二項を加える。

15 財政融資資金を金庫債に運用する場合においては、金庫債の十分の五又は商工組合中央金庫の一回に発行する金庫債の十分の六を超える割合の金庫債の引受け、応募又は買入れ(以下「この項において「引受け等」という。))を行つてはならない。また、財政融資資金により引受け等を行う金庫債は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、当該引受け等以外の引受け等に係るものとその種類を同じくするものでなければならぬ。

16 前項前段の場合において、郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金の金庫債に運用する額があるときは、その額を財政融資資金の金庫債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項前段の規定を適用するものとする。

(資金運用部特別会計法の一部改正)

第二条 資金運用部特別会計法(昭和二十六年法律第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

財政融資資金特別会計法

第五部 財政・金融委員会会議録第十六号

第一条中「資金運用部資金の運用に伴う」を「財政融資資金の運用に関する」に改める。

第三条中「資金運用部資金の運用利殖金及び」を「財政融資資金の運用利殖金、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債の発行収入金及び借入金、第十三条第一項の規定による繰替使用金(同条第二項ただし書に規定する償還することができない金額に限る。)、第十四条第二項の規定による財政融資資金からの受入金並びに」に「資金運用部預託金の利子、資金運用部資金」を「財政融資資金預託金の利子、財政融資資金」に、「第十二条第二項但書」を「財政融資資金法(昭和二十六年法律第四十一号)第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び借入金の償還金及び利子、第十三条第二項ただし書に、「償還金及び」を「償還金、第十四条第一項の規定による財政融資資金への繰入金、公債及び融通証券の発行及び償還に関する経費並びに」に改める。

第四条を削る。

第五条(見出しを含む。中「作製」を「作成」に改め、同条を第四条とする。

第六条を第五条とする。

第七条第二項を次のように改める。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 前々年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予算損益計算書

第七条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(利益及び損失の処理)

第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

第八条を次のように改める。

(決算上の剰余及び不足の処理)

第八条 この会計の毎会計年度の決算上、当該年度の歳入の収納済額(次項において「収納済額」という。)から当該年度の歳出の支出済額と第十八条第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額のうち支払義務が生じた歳出金であつて当該年度の収納の完結までに支出済みとならなかつたものと合計額(次項において「支出済額等」という。)を控除して剰余があるときは、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。

2 この会計の毎会計年度の決算上、収納済額が支出済額等に不足するときは、その不足する金額は、前項に規定する積立金から補足するものとする。

第九条を削る。

第十条(見出しを含む。中「作製」を「作成」に改め、同条を第九条とする。

第十五条を第九條とする。

第十四条の見出しを「支出済額の繰越し」に改め、同条第一項中「支払義務が生じた歳出金で、当該年度の収納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算」を「毎会計年度の歳出予算における支出済額」に改め、同条第二項及び第三項中「繰越」を「繰越し」に改め、同条を第十八条とする。

第十三条中「資金運用部預託金」を「財政融資資金預託金」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条の見出しを「財政融資資金の繰替使用」に改め、同条第一項中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、同条第二項中「当該年度の歳入」の下に「(第八条第二項に規定する積立金からの補足を含む。以下この項において同じ。))」を加へ、「但し」を「ただし」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

第十四条 第十一条第一項又は第十二条の規定により公債を発行し、又は借入金をしたときは、当該公債の発行収入金又は当該借入金に相当する金額を財政融資資金に繰り入れるものとする。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 財政融資資金法第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、第十条第一項又は第十二条の規定による公債及び借入金の償還金及び利子並びにこの会計の負担に属する公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(国債整理基金特別会計法の適用に関する特例)

第十六条 第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び借入金については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第二項、第二条ノ二第一項、第五条第一項及び第五条ノ二の規定の適用においては国債とみなさない。

第十一条第一項中「作製」を「作成」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の決算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 当該年度の貸借対照表及び損益計算書

三 当該年度末における運用資産明細表

第十一条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(公債及び借入金)

第十二条 財政融資資金において運用の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることができ、

2 前項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

平成十二年五月十二日 【参議院】

(公債の発行限度及び借入金の借入限度の繰越し)

第十二条 前条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該年度において発行又は借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）第三条の規定によりその翌年度において運用することができる金額の範囲内で、当該翌年度において、公債を発行し、又は借入金を行うことができる。

(資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律

第一条中「資金運用部資金(以下「資金」という。及び簡易生命保険特別会計の積立金以下「積立金」という。)」を「財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号。以下「資金法」という。))第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。)」に改め、「国会の議決」の下に「財政融資計画の国会への提出」を加える。

第二條第一項中「資金運用部資金法」

六年法律第百号。以下「資金法」という。）及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律昭和二十七年法律第二百十号。以下「運用法」という。を「資金法」に、「資金及び積立金のうち」を「財政融資資金のうち」に改め、「資金及び積立金の別に、かつ、同条第二項中資金及び積立金」を「財政融資資金」に、「第七条第一項第九号」を「第十条第一項第九号」に改め、「（商工組合中央金庫の発行するものを除く。）」並びに運用法第三条第一項第十三号から第十五

号まで及び第二十四号に掲げる債券及び金銭信託を削り、同項第二号中「第七条第一項第三号」を「第十条第一項第三号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 資金法第十条第一項第七号に規定する法人

第二条第二項第四号中、「運用法第三条第一項第三号に規定する公共団体を含む。」を削り、同条第三項を削る。

第三条中「資金及び積立金」を「財政融資資金」に改める。

第四條第一項中、資金又は積立金の管理及び運用を行う各大臣を「財務大臣」に、「資金及び積立金のうち、その所掌に係るもの」を「財政融資資金」に改め、「作成し、これを」を削り、「財務大臣に送付を」作成」に改め、同条第二項中「資金運用部特別会計又は簡易生命保険特別会計」を「財政融資資金特別会計」に、「これらの」を「当該」に、「それぞれ資金又は積立金」を「財政融資資金」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(準用)

第五條 第二條第一項及び前二條の規定は、郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第六十八條の第三項(同項第三号)応募又は買入れによる運用を除く。及び第十九号に係るものに限る。及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三条第一項(同項第四号)応募又は買入れによる運用を除く。及び第二十号に係るものに限る。)の規定に基づき毎会計年度新たに運用する郵便貯金特別会計の郵便貯金資金(以下「郵便貯金資金」という。及び簡易生命保険特別会計の積立金(以下「簡保積立金」という。)のうち、その運用の期間が五年以上にあたるものについて準用する。この場合において、第二条第一項中「資金法」とあるのは、「郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第六十八條の第三項(同項第三号)」(応

募又は買入れによる運用を除く。）及び第十

九号に係るものに限る。及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律昭和二十七年法律第二百十号第三条第一項(同項第四号資金)(応募又は買入れによる運用を除く。及び第二十号に係るものに限る。）」と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金特別会計の郵便貯金

資金以下「郵便貯金資金」という。及び簡易生命保険特別会計の積立金(以下「簡保積立金」という。)と、「運用対象区分ごと」とあるのは「郵便貯金資金及び簡保積立金の別」と、

第三條中「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡保積立金」と、「当該運用対

象区分に従い」とあるのは「それぞれ」と、前条第一項中「財務大臣」とあるのは「総務大臣」と、「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と、「財政融資資金」とあるのは「郵便

貯金資金及び簡保積立金」と、「当該運用対象区分ごとに」とあるのは「それぞれ」と、「翌年度の七月三十一日までに作成」とあるのは「作

成し、翌年度の七月三十一日までに財務大臣に送付」と、同条第二項中「財政融資資金特別会計」とあるのは「郵便貯金特別会計又は簡易生命保険特別会計」と、「当該」とあるのは「これら」と、「財政融資資金」とあるのは「それぞれ郵便貯金資金又は簡保積立金」と読み替えるものとする。

〔財政投融资計画〕

第六條 内閣は、第二條第一項の議決を経ようとするときは、財政投融资計画を国会に提出しなければならない。

財政投融資計画は、次に掲げるものとする。
額について、対象区分（国、法人（地方公共団体を除く。）及び地方公共団体に区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、法人（地方公共団体を除く。）に係るものにあつては法人別に細分したものを用う。）ごとの内訳額及び各対象区分ごとの総額を明らかにする。

ものとする。

一 財政融資資金の運用のうち第二條第一項の規定により国会の議決を経るもの（前条の規定により郵便貯金資金及び簡保積立金について準用する場合を含む。）であつて、第二條第二項各号に掲げる運用対象区分に係るもの

二 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)第一条第二項の規定による投資(同法第十五条第一項の規定により使用することができるものを除き、貸付けに

三 法人第二条第二項第二号から第四号ま
あつては、貸付けの期間が五年以上にわた
る場合に限る。）

でに掲げる法人その他政令で定める法人に限る。の債券及び借入金に係る債務について国の行う債務の保証・債務保証の期間が五年以上にわたる場合に限る。）

財務大臣は、財政投融资計画を作成するに当たつては、あらかじめ財政制度等審議会の意見を聴かなければならない。

附則に次の二項を加える。

3 資金法附則第十四項の規定に基づき商工組合中央金庫の発行する債券又は簡易保険福祉事業団に対する貸付けに新たに運用される財政融資資金に係るこの法律の規定の適用については、商工組合中央金庫及び簡易保険福祉事業団を資金法第十条第一項第七号に規定す

る法人とみなす。

4 第五条の規定は、郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号附則 第九条の規定に基づき平成十五年度までの間毎会計年度新たに運用する簡保積立金のうち、その運用の期間が五年以上にわたるものについて適用する。この場合において、第五条中「限る。」及び「とあるのは限る。」並びに「と、「の規定に基づき」とあるのは「及び郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第九条の規定に基づ

き」と、「第二十号に係るものに限る。」とあるのは「第二十号に係るものに限る。」及び郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）附則第九条」と、「簡保積立金の別」とあるのは「簡保積立金の別にかつ、運用対象区分（運用対象を、郵政事業特別会計と地方公共団体に区分した区分をいう。）ごと」と、「第三条中、運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と、あるのは「第三条中」と、「当該運用対象区分に従い」とあるのは「当該運用対象区分」と、「それぞれ」と、前条第一項とあるのは「それぞれ当該運用対象区分」と、前条第一項と、「総務大臣」と、「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」とあるのは「総務大臣」と、「当該運用対象区分ごとに」とあるのは「実績」と、「それぞれ」と、「翌年度」とあるのは「実績をそれぞれ」と、「翌年度」とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、附則第三条、第七条、第二十七号及び第二十八号（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）附則第一条の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

（適用）

第二条 第一条の規定による改正後の財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号。以下「新資金法」という。）第十二条の規定は、平成十三年年度以後の財政融資資金（新資金法第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。）の運用に係るものについて適用し、平成十二年度の資金運用部資金の運用に係るものについては、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）の規定は、平成十三年年度の予算から適用し、資金運用部特別会計の平成十二年度の収入及び支出並び

に同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 第三条の規定による改正後の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号。次条において「新長期運用法」という。）の規定は、平成十三年年度以後新たに運用する財政融資資金、郵便貯金特別会計の郵便貯金資金及び簡易生命保険特別会計の積立金について適用し、平成十二年度の資金運用部資金及び簡易生命保険特別会計の積立金の運用に係るものについては、なお従前の例による。

（平成十三年年度の財政融資資金の運用計画等に関する特例）

第三条 大蔵大臣は、この法律の施行の日までに、新資金法第十一条の規定の例により、平成十三年年度における財政融資資金の運用に關して必要な計画を定めるものとする。この場合において、同条第一項中「財政制度等審議会」とあるのは「資金運用審議会」と読み替えるものとする。

2 大蔵大臣は、この法律の施行の日までに、新長期運用法第六条の規定の例により、平成十三年年度における同条第二項の財政投融資計画を作成するものとする。この場合において、同条第三項中「財政制度等審議会」とあるのは「資金運用審議会」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定により定められた計画は、新資金法第十一条の規定により定められたものとみなし、前項の規定により作成された財政投融資計画は、新長期運用法第六条の規定により作成されたものとみなす。

（郵便貯金及び年金積立金の預託の廃止に伴う経過措置）

第四条 政府は、郵便貯金（第一条の規定による改正前の資金運用部資金法（以下「旧資金法」という。）第二条第一項に規定する郵便貯金として受け入れた資金をいう。）及び年金積立金（厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会

計の国民年金勘定に係る積立金をいう。）に係る旧資金法第二条の規定に基づく預託の廃止に当たっては、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、所要の措置を講ずるものとする。

（資金運用部預託金に係る経過措置）

第五条 この法律の施行前に資金運用部に預託された旧資金法第四条に規定する資金運用部預託金は、財政融資資金に帰属するものとし、当該資金運用部預託金に付する利子の利率及び支払については、なお従前の例による。

（財政融資資金の既往の運用に係る経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に財政融資資金に属する資産のうち旧資金法第七条第一項第九号から第十一号までに係るものがあるときは、財務大臣は、新資金法第十条第一項の規定にかかわらず、財政融資資金を当該資産の保有のために運用することができ、（政令への委任）

第七条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（国民貯蓄債券法の廃止）

第八条 国民貯蓄債券法（昭和二十七年法律第百六十四号）は、廃止する。

（国債整理基金特別会計法等の一部改正）

第九条 次に掲げる法律の規定中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

一 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第四条第一項

二 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）第七号

三 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）第五条及び第七号

四 森林保険特別会計法（昭和十二年法律第二十六号）第五条及び第七号

五 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第九号第一項及び第十号

六 簡易生命保険特別会計法（昭和十九年法律

第十二号）第八号

七 農業経営基盤強化措置特別会計法（昭和二十一年法律第四十四号）第六条並びに第七号第一項及び第三項

八 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第十七号第一項及び第二項

九 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第四十一号第一号

十 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第十号及び第十六号

十一 国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十三号第一項第二号

十二 国立病院特別会計法（昭和二十四年法律第九十九号）第八号及び第十五号の二

十三 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第九号第一項及び第二項

十四 造幣局特別会計法（昭和二十五年法律第六十三号）第十九号第一項及び第三十二号

十五 貿易保険特別会計法（昭和二十五年法律第六十八号）第十二号第一項

十六 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十八号第一項第二号

十七 外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）第五号第七項及び第十七号

十八 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第二十五号第一項第二号

十九 産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）第三号の四第一項及び第十二号

二十 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第二十六号第一項第二号

二十一 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）第十二号

二十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）第七十九号の三第二項

二十三 自動車損害賠償責任再保険特別会計法（昭和三十年法律第百三十四号）第十四号

二十四 国営土地改良事業特別会計法（昭和三十

十二年法律第七十一号)第二十二号
二十五 公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)第三十一条第二号
二十六 特定国有財産整備特別会計法(昭和三十三年法律第十六号)第十号
二十七 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)第十七号
二十八 日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)第二十八号第二号
二十九 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第六十九号)第六号第一項及び第十二号第一項
三十 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第七十六号第二項
三十一 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第七十九号第四項
三十二 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)第十九号
三十三 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)第九号
三十四 農業近代化助成資金の設置に関する法律(昭和三十六年法律第二百三十三号)第五号第一項
三十五 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)第二十七号第二号
三十六 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)第二十六号第二号
三十七 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)第十九号第一項
三十八 自動車検査登録特別会計法(昭和三十九年法律第四十八号)第十号
三十九 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)第十二号第四項、第十五号及び附則第十六項
四十 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第二十八号第二号
四十一 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)第十一号

四十二 地震再保険特別会計法(昭和四十一年法律第七十四号)第九号第三項及び第十二号
四十三 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)第十一号
四十四 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)第十五号
四十五 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)第二十一号及び第二十二号
四十六 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十八号第一項第二号
四十七 国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)第三十四号第二号
四十八 電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)第十号
四十九 決算調整資金に関する法律(昭和五十年法律第四号)第六号第一項
五十 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)第四十二号第二号
五十一 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)附則第二十号第二項
五十二 特許特別会計法(昭和五十九年法律第二十四号)第十五号
五十三 日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第三十五号第二号
五十四 社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)第三十三号第二号
五十五 登記特別会計法(昭和六十年法律第五十四号)第十四号
五十六 基礎技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)第四十号第二号
五十七 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第四十九号第二号
五十八 生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)第三十八号第二号

五十九 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)第六号
六十 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号)第五号
六十一 中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第四十号第二項第二号
六十二 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第四十九号第一項第二号
六十三 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)第四十六号第一項第二号
第十号 次に掲げる法律の規定中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改める。
一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第一百条第二項
二 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二十四号第三項
三 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)第四号第二項
四 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第十号
五 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十七年法律第三十二号)第八号第二項
六 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第七号第二項
七 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第六号
八 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第八号
九 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第二十二号)第四条第二項

(厚生保険特別会計法の一部改正)
第十一号 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。
第十二号 第一項中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。
第十三号 中「並二年金勘定」及び「各」を削り、「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、同条に次の一項を加える。
年金勘定ノ積立金ハ厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第四章の二ノ規定ノ定ムル所ニ依リ運用スルコトヲ得
第十九号ノ七中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。
第二十四号 中「昭和二十九年法律第一百五十五号」を削る。
(大蔵省預金部等損失特別処理法の一部改正)
第十二号 大蔵省預金部等損失特別処理法(昭和二十一年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
第四号 第二項中「のち」を「後」に、「超へる」を「超える」に、「大蔵省預金部から」を「財政融資資金から」に改め、同条第五項中「大蔵省預金部」を「財政融資資金」に、「なほ」を「なお」に、「命令」を「政令」に改める。
(大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律の一部改正)
第十三号 大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
次の題名を付する。
財政融資資金等の債権の条件変更等に関する法律
第一条 中「預金部資金」を「財政融資資金」に改める。
第二条 中「第一条」を「前条」に改め、同条を第二条とする。
(郵便貯金法の一部改正)
第十四号 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百

十四号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の三第五項中「資金運用部資金又はを削る。

附則に次の一項を加える。

財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)

附則第十四項の規定に基づき財政融資資金を
商工組合中央金庫の発行する債券(以下この
項において「金庫債」という。)に運用する場
合においては、第六十八条の三第五項の規定
にかかわらず、財政融資資金又は簡易生命保
険特別会計の積立金の金庫債に運用する額を
資金の金庫債に運用する額に合算し、その合
算額につき、同条第四項の規定を適用するも
のとする。

(郵便法の一部改正)

第十五条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五
号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中、「国民貯蓄債券の売りさ
ばき、買上げ又は償還」を削る。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に
関する法律の一部改正)

第十六条 国営企業及び特定独立行政法人の労働
関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五
十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中、「国民貯蓄債券の売りさ
ばき、償還及び買上げ並びにその割増金の支払
に関する業務」を削る。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第十七条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法
律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「国民貯蓄債券の売りさばき、償還
及び買上げ並びにその割増金の支払に関する事
務を削る。

第二十条中「資金運用部」を「財政融資資金」に
改める。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充
てるための特別会計からする一般会計への繰入
れに関する法律の一部改正)

第十八条 退職職員に支給する退職手当支給の財

源に充てるための特別会計からする一般会計へ
の繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六
十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「資金運用部特別会計」を「財政融資
資金特別会計」に改める。

(郵便貯金特別会計法の一部改正)

第十九条 郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法
律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「資金運用部預託金」を「財政融資資
金預託金」に改める。

第十七条中「資金運用部」を「財政融資資金」に
改める。

(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の
一部改正)

第二十条 簡易生命保険の積立金の運用に関する
法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次
のよう改正する。

第三条第五項中「資金運用部資金又は」を削
り、同条第八項中「資金運用部」を「財政融資資
金」に改める。

附則に次の一項を加える。

7 財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)

附則第十四項の規定に基づき財政融資資金を
商工組合中央金庫の発行する債券(以下この
項において「金庫債」という。)に運用する場
合においては、第三条第五項の規定にかかわ
らず、財政融資資金又は郵便貯金特別会計の
金庫債に運用する額に合算し、その合算額
につき、同条第四項の規定を適用するものと
する。

(港灣整備促進法の一部改正)

第二十一条 港灣整備促進法(昭和二十八年法律
第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「資金運用部資金(資金運用部資金法
(昭和二十六年法律第百号)第六條の資金運用
部資金をいう。」「を「財政融資資金(財政融資資
金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融
資資金をいう。)」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十二條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年
法律第百二十八号)の一部を次のように改正
する。

第三十五條の二第二項中、「厚生年金保険法
(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による
保険給付を行うものとした場合に必要となるべ
き積立金(基礎年金拠出金に係る積立金を含
む。の額に相当する金額として)」を削り、「資金
運用部」を「財政融資資金」に改める。

第六十六條第六項中「厚生年金保険法」の下に
「昭和二十九年法律第百十五号」を加える。

(国民年金特別会計法の一部改正)

第二十三條 国民年金特別会計法(昭和三十六年
法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「資金運用部に預託して」を「法第
五章の規定の定めるところにより」に改める。

第十五條中「資金運用部」を「財政融資資金」に
改める。

(水資源開発公団法の一部改正)

第二十四條 水資源開発公団法(昭和三十六年法
律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第三項中「資金運用部特別会計」
を「財政融資資金」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十五條 地方公務員等共済組合法(昭和三十
七年法律第百五十二号)の一部を次のように改
正する。

第三十八條の八第五項中、「当該組合が当該
組合員に対し厚生年金保険法(昭和二十九年法
律第百十五号)の規定による保険給付を行うも
のとした場合に必要となるべき積立金(基礎年
金拠出金に係る積立金を含む。の額に相当す
る金額の範囲内において)」を削り、「資金運用
部」を「財政融資資金」に改める。

第六十八條第六項中「厚生年金保険法」の下に
「昭和二十九年法律第百十五号」を加える。

第百四十二條第三項中「当該組合が当該国の
職員である組合員に対し厚生年金保険法の規定

による保険給付を行うものとした場合に必要と
なるべき積立金(基礎年金拠出金に係る積立金
を含む。に相当する金額として)」を削り、「資金
運用部」を「財政融資資金」に改める。

(外貨公債の発行に関する法律の一部改正)

第二十六條 外貨公債の発行に関する法律(昭和
三十八年法律第百三十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第四條中「並びに国債整理基金特別会計法」を
「国債整理基金特別会計法」に改め、「償還のた
め発行する外貨債」の下に「並びに財政融資資
金特別会計法(昭和二十六年法律第百一十一号)第一
條第一項及び第十二條の規定により発行する外
貨債」を加える。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第二十七條 中央省庁等改革関係法施行法(平成
十一年法律第百六十号)の一部を次のように改
正する。

第三百九十三條の次に次の一條を加える。

(資金運用部資金法等の一部を改正する法律
の一部改正)

第三百九十三條の二 資金運用部資金法等の一
部を改正する法律(平成十二年法律第
号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「大蔵大臣」を「財務大
臣」に改め、同項後段を削り、同条第二項中
「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同項後段を
削る。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改
正)

第二十八條 国民年金法等の一部を改正する法律
(平成十二年法律第 号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十六條を次のように改める。

附則第一條第六号中「中央省庁等改革基本法
(平成十年法律第百三十三号)第二十条第二号の規
定に基づく財政投融資制度の抜本的な改革の実
施に合せて別に法律で定める日」を「平成十三

年四月一日に改め、同条に次の一項を加える。
2 第三条の規定による改正後の国民年金法第七十七条第一項に規定する基本方針及び第七十九条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十九条の四第一項に規定する基本方針の策定のため必要な手続きその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附則第三十七条第一項中「附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日の属する年度の前年度の三月三十一日」を「厚生労働大臣は、平成十二年度末に、「預託され」を「預託し」に、「別に法律で定めるところにより運用するものとする。」を「年金資金運用基金に対し、財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一十号)第一条第一項又は第十二条の規定による公債を引き受けることを目的として寄託することができる。」に改め、同条第二項中「の規定による」を「に規定する年金積立金の」に改め、「配慮して、」の下に「同項の規定による寄託その他の所要の措置を講ずるものとする。この場合において、年金資金運用基金に対し」を加え、「運用する」を「寄託した各年度末の」に改め、「各年度において」を削る。

(郵便貯金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十九条 郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「現に」の下に「資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)第一条の規定による改正前の」を、「昭和二十六年法律第百号」の下に「附則第六条において「旧資金法」という。」を加え、「資金運用部に預託する」を「財政融資資金に預託する」に改め、同条第二項中「国債」を「財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一十号)第一条第一項又は第十二条の規定による公債」に改める。
附則第六条第一項中「資金運用部資金法」を

「旧資金法」に、「資金運用部に預託する」を「財政融資資金に預託する」に改め、同条第二項中「国債」を「財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一十号)第一条第一項又は第十二条の規定による公債」に改める。
(総務省設置法の一部改正)
第三十条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号二中「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上げ並びにその割増金の支払に関する業務」を削る。
第十八条第一項中「大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律」を「財政融資資金等の債権の条件変更等に関する法律」に改める。
(財務省設置法の一部改正)
第三十一条 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十九号中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改める。
第七条第一項第一号八中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、同項第四号中「大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律」を「財政融資資金等の債権の条件変更等に関する法律」に、「資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)」を「財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)」に改め、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)に改める。

第十三条第一項第六号中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改める。
(郵便貯金法等の一部改正)
郵便貯金法等の一部を改正する法律案
郵便貯金法等の一部を改正する法律案
第一条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

目次中「金融自由化対策資金」を「郵便貯金資金」に改める。
第十章の章名を次のように改める。
第十章 郵便貯金資金の運用

第六十八條の二を次のように改める。
第六十八條の二(資金の運用) 郵便貯金特別会計の郵便貯金資金(以下「資金」という。)の運用は、確実で有利な方法により、かつ、公共の利益の確保にも配慮しつつ行うことによつて、郵便貯金事業の健全な経営を確保することを目的として、総務大臣が行う。

第六十八條の三第一項第一号を同項第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。
一 第六十四條の規定による預金者に対する貸付け
第六十八條の三第一項第六号の次に次の一号を加える。
六の二 特定社債(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下同じ。)で政令で定めるもの

第六十八條の三第一項第七号を次のように改める。
七 第一号の二から前号までに掲げる債券以外の債券で、政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの
第六十八條の三第一項第十一号中「郵政官署における国債等の募集の取扱等に関する法律」の下に「昭和六十二年法律第三十八号」を加え、同項第十二号中「引受け、応募又は買入れを行つた」を「取得をした」に改め、同項第十六号中「第一号」を「第一号の二」に改め、同項第十八号を削り、同項第十九号中「第十七号」を「前号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項に次の一号を加える。

十九 地方公共団体に対する貸付け
第六十八條の三第五項中「第二項」を「第四項」に、「外国債、金銭信託又は特定社債」を「特定社債、外国債又は金銭信託」に、「引受け、応募又は買入れ」を「取得」に改め、同条第四項中「引受け、応募又は買入れを行つた」を「取得をする」に、「他の引受け、応募又は買入れ」を「資金をもつてする取得以外の取得」に改め、同条第二項中

「引受け、応募又は買入れを行つては」を「取得をしては」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。
前項の規定による同項第二号に掲げる債券(住宅金融公庫財形住宅債券及び沖繩振興開発金融公庫財形住宅債券を除く。)、同項第四号に掲げる債券(雇用・能力開発債券で勤労者財産形成促進法第十二条第一項の資金の調達に係るものを除く。)(又は前項第五号から第八号までに掲げる債券の取得は、応募又は買入れの方法により行わなければならない。
第一項の規定により金融債、社債、特定社債、外国債又は金銭信託に運用する資金の額は、それぞれ、資金の総額の百分の二十に相当する額を超えてはならない。

第十條中第六十八條の三の次に次の五条を加える。
第六十八條の四(運用計画) 総務大臣は、毎年度、資金の運用に関する計画(以下「運用計画」という。)を定めなければならない。
運用計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 資金の運用に関する基本方針
二 中長期的な観点からの運用資産の構成に関する事項
三 当該年度において新たに運用する資金の運用に関する事項
四 その他資金の運用に関する重要事項
運用計画は、第六十八條の二の目的及び資金の運用が市場に与える影響を総合的に勘案して定めなければならない。

総務大臣は、運用計画を定めようとするときは、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
総務大臣は、運用計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第六十八條の五(報告書の提出及び公表) 総務

大臣は、毎年度、資金の運用についての報告書を作成し、当該年度経過後四月以内に、審議会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

前項の報告書には、当該年度の資金の運用の状況及び運用資産の異動に関する重要な事項を記載するとともに、当該年度の郵便貯金特別会計の貸借対照表及び損益計算書並びに資金の運用資産について企業会計の基準に準ずる基準として政令で定めるものにより評価した価額及びその構成を記載した書類を添付しなければならない。

第六十八條の六（運用職員の職務） 資金の運用に係る事務に従事する職員（政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。）は、運用計画に従つて、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

第六十八條の七（秘密保持義務） 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第六十八條の八（懲戒処分） 運用職員が前条の規定に違反した場合においては、当該職員の任命権者は、当該職員に対し国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条の規定による懲戒処分をしなければならない。

（郵便貯金特別会計法の一部改正）

第二条 郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を削る。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条第一項中「並びに」を「及び」に、「一般勘定及び特別勘定」を「この会計」に改める。

第五条第一項中「一般勘定においては」を「この会計においては」、郵便貯金資金の運用から生ずる収入、郵便貯金資金の運用及び簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律（平成元年

年法律第六十二号）第五条の二第二項において「資金運用等特例法」という。）第六條第三項の規定に基づく簡易保険福祉事業団からの納付金に改め、「郵便貯金法第六十四條の規定に基づく貸付金の利息、次条第一項の規定による特別勘定からの受入金」を削り、「一時借入金の利息」の下に、「郵便貯金資金の運用に係る損失の補てん金」を加え、同条第二項を削る。

第五条の二を削る。

第五条の三の見出しを「（郵便貯金資金の設置等）」に改め、同条第一項中「特別勘定に金融自由化対策資金（以下「資金」という。）を」この会計に郵便貯金資金に、「次項の規定による繰入金及び第九條の二第二項の規定による組入金」を「郵便貯金の受入金（第十二條の規定により郵政事業特別会計に保有させるものを除く。）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「資金」を「郵便貯金資金」に改め、「郵便貯金法」の下に「（昭和二十二年法律第百四十四号）」を加え、同項を同条第二項とし、同条を第五条の二とする。

第五条の四を削る。

第五条の五の見出しを「（郵便貯金資金の経理方法）」に改め、同条中「資金」を「郵便貯金資金」に、「特別勘定」を「この会計」に改め、同条を第五条の三とする。

第六條第二項中「各勘定に係る」を削り、同項に次の一号を加える。

三 郵便貯金資金の前々年度の増減及び運用に関する実績表並びに前年度及び当該年度の増減及び運用に関する計画表

第六條第三項を削る。

第七條中「一般勘定及び特別勘定に区分し、各勘定において」を削る。

第八條第二項中「並びに同条第二項及び第三項を」及び同条第二項に改める。

第九條第一項中「各勘定に」を「この会計に」に改め、「当該各勘定の」を削り、同条第二項中「各勘定に」を「この会計に」に、「当該各勘定の積立

金」を「積立金」に改め、「それぞれ当該各勘定の」を削り、同条第三項を削る。

第九條の二の見出しを「（剰余金の繰入れ）」に改め、同条第一項中「一般勘定」を「この会計」に改め、「同勘定の」を削り、同条第二項を削る。

第十條第二項を次のように改める。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該年度の貸借対照表及び損益計算書

二 郵便貯金資金の当該年度の増減及び運用に関する実績表及び当該年度末における運用資産明細表

第十條第三項を削る。

第十一條第二項中「並びに同条第二項及び第三項を」及び同条第二項に改める。

第十二條の見出しを「（郵便貯金の払戻資金）」に改め、同条中「及び郵便貯金法第六十四條の規定に基づく貸付資金」を削る。

第十二條の二第一項中「一般勘定」を「この会計」に改め、「同勘定における」を削り、「同勘定の」を「この会計の」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項を」前項に改め、同項を同条第二項とする。

第十三條の見出しを「（郵便貯金資金の繰替使用）」に改め、同条第一項中「一般勘定」を「この会計に」、郵便貯金の受入金」を「郵便貯金資金」に改める。

第十四條第一項中「各勘定において、歳出（一般勘定にあつては、郵便貯金の利息を除く。）」を「この会計において、郵便貯金の利息以外の歳出に」、当該各勘定」を「この会計」に改め、同条第二項中「当該各勘定」を「この会計」に改め、同条第四項中「特別勘定における」を削る。

第十五條及び第十六條中「から第三項まで」を削る。

第十七條中「総務大臣は、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条第一項の規定により預託する場合を除くほか、各勘定の余裕金」を「この会計において、歳出の支払上現金

に余裕があるときは、これ」に改める。

（郵便振替法の一部改正）

第三条 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 雑則（第七十條の二）」を「第七章 雑則（第七十條の二）」に改める。

第六章 郵便振替資金の運用（第七十條の二）に改める。

第六十條中第七十條の二を第七十條の三とし、同章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 郵便振替資金の運用
第七十條の二（郵便振替資金の運用） 総務大臣は、郵政事業特別会計の郵便振替資金を次に掲げるものに運用する。

一 国債
二 金融機関、銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会をいう。）への預金

（郵政事業特別会計法の一部改正）
第四條 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第八條第四項中「未収金」の下に、「有価証券」を加える。

第十七條第一項中「会計において」の下に「歳出」を加える。

第十九條の次に次の二條を加える。

（郵便振替資金の設置等）
第十九條の二 この会計に郵便振替資金を置き、郵便振替の受入金（日常の払出しに必要な資金を除く。）をもつてこれに充てる。

2 郵便振替資金は、郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第七十條の二の規定の定めるところにより運用する。

（郵便振替資金の経理方法）
第十九條の三 郵便振替資金の受払いは、政令で定めるところにより、この会計の歳入歳出外として経理するものとする。

第二十條の見出しを「余剰金の預託」に改め、同条中「余剰金があるときは、」を「において、歳出の支払上現金に余剰があるときは、これを」に改める。

第二十一條第二項中「左の」を「次の」に、「添附し」を「添付し」に改め、同項第二号中「前年度を、前々年度」に改め、同項に次の一号を加える。

六 郵便振替資金の前々年度の増減及び運用に関する実績表並びに前年度及び当該年度の増減及び運用に関する計画表

第三十七條第二項中「左の」を「次の」に、「添附し」を「添付し」に改め、同項に次の一号を加える。

四 郵便振替資金の当該年度の増減及び運用に関する実績表及び当該年度末における運用資産明細表

(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第五條 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「なるように」を「の確保にも配慮しつつ」に改める。

第三條第一項第二号を次のように改める。

二 国債(証券取引所が、定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む)。

第三條第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 地方債

第三條第一項第五号を次のように改める。

五 特別の法律により設立された法人(第三号に規定する法人を除く。)で、国、同号に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券

第三條第一項第七号から第十二号までを削り、同項第十三号中「第一号に規定する社債以外の」を削り、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 特定社債(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下同じ。)で政令で定めるもの

九 第二号から前号までに掲げる債券以外の債券で、政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの

第三條第一項第十四号を同項第十号とし、同項第十五号を同項第十一号とし、同項第十六号を同項第十二号とし、同項第十七号を削り、同項第十八号中「引受け、応募又は買入れを行った」を「取得をした」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十九号から第二十一号までを五号ずつ繰り上げ、同項第二十二号中「第七号及び第十四号」を「第二号及び第十号」に改め、同項第十七号とし、同項第二十三号を同項第十八号とし、同項第二十四号を削り、同項第二十五号中「第二十三号」を「前号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項に次の一号を加える。

二十 地方公共団体に対する貸付け

第三條第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「外国債、金銭信託又は特定社債」を「特定社債、外国債又は金銭信託」に、「引受、応募又は買入れ」を「取得」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「引受、応募又は買入れを行う」を「取得をする」に、「他の引受、応募又は買入れ」を「積立金をもつてする取得以外の取得」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「金融自由化対策資金」を「郵便貯金資金」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「こえる」を「超える」に、「引受、応募又は買入れを行う」を「取得をしては」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の」に、「(前項第十一号に規定する社債を除く。以下この条において同じ。)、外国債、金銭信託又は特定社債」を「特定社債、外国債又は金銭信託」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による同項第三号に掲げる債券(住宅金融公庫財形住宅債券及び沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券を除く。)、同項第五号に掲げる債券(雇用・能力開発債券で勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第一条第一項の資金の調達に係るものを除く。)、又は前項第六号から第十号までに掲げる債券の取得は、応募又は買入れの方法により行わなければならない。

第四條第一項中「事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改め、同条第二項中「前条第一項第十七号」を「前条第二十号」に改める。

第五條を次のように改める。

(運用計画)

第五條 総務大臣は、毎年度、積立金の運用に関する計画(以下「運用計画」という。)を定めなければならない。

2 運用計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 積立金の運用に関する基本方針

二 中長期的な観点からの運用資産の構成に関する事項

三 当該年度において新たに運用する積立金の運用に関する事項

四 その他積立金の運用に関する重要事項

3 運用計画は、第一条の目的及び積立金の運用が市場に与える影響を総合的に勘案して定めなければならない。

4 総務大臣は、運用計画を定めようとするときは、あらかじめ郵政審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

5 総務大臣は、運用計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを變更したときも、同様とする。

第六條の見出しを「報告書の提出及び公表」に改め、同条第一項中「提出し」を「提出するとともに、これを公表し」に改め、同条第二項中「年度末現在」を「年度」に改め、「貸借対照表の下に」及び「損益計算書並びに積立金の運用資産について企業会計の基準に準ずる基準として政令で定めるものにより評価した価額及びその構成を記載した書類」を加える。

第七條の次に次の三條を加える。

(運用職員の責務)

第八條 積立金の管理及び運用に係る事務に従事する職員(政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。)は、運用計画に従つて、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

(秘密保持義務)

第九條 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(懲戒処分)

第十條 運用職員が前条の規定に違反した場合においては、当該職員の任命権者は、当該職員に対し国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十二條の規定による懲戒処分をしなければならない。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、附則第三條、第十條、第十二條及び第十九條の規定は、公布の日から施行する。

(郵便貯金として受け入れた資金の運用に関する経過措置)

第二條 総務大臣は、郵便貯金として受け入れた資金であつて、この法律の施行の際現に資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条第一項の規定により資金運用部に預託しているもの(以下この条及び附則第五條第四項において「郵便貯金預託金」という。)については、第一條の規定による改正後の郵便貯金法(以下「新郵便

貯金法という。第六十八條の三の規定にかかわらず、当該郵便貯金預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き資金運用部に預託することができる。

2 総務大臣は、郵便貯金預託金の払戻金を新郵便貯金法第六十八條の三の規定により運用する場合においては、新郵便貯金法第六十八條の二の目的を踏まえつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、適切に国債を引き受ける等所要の措置を講ずるものとする。

(平成十三年度の郵便貯金資金の運用計画に関する特例)

第三条 郵政大臣は、この法律の施行の日までに、新郵便貯金法第六十八條の四の規定の例により、平成十三年度における郵便貯金特別会計の郵便貯金資金の運用に関する計画を定めるものとする。この場合において、同条第四項中「審議会」とあるのは、「中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)第七十六條の規定による改正前の郵便貯金法第十二條第三項に規定する審議会」とする。

2 前項の規定により定められた計画は、新郵便貯金法第六十八條の四第一項の規定により定められたものとみなす。

(郵便貯金資金の運用についての報告書に関する経過措置)

第四条 新郵便貯金法第六十八條の五の規定は、平成十三年度以後の各年度の郵便貯金資金の運用についての報告書について適用する。

(郵便貯金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第二条の規定による改正後の郵便貯金特別会計法(以下この条において「新特別会計法」という。)の規定は、平成十三年度の予算から適用し、平成十三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、第二条の規定による改正前の郵便貯金特別会計法(以下この条に

おいて「旧特別会計法」という。)に基づく郵便貯金特別会計(以下この条において「旧特別会計」という。)の一般勘定又は金融自由化対策特別勘定(第六項において「特別勘定」という。)において、平成十二年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これらを新特別会計法に基づき郵便貯金特別会計(以下この条において「新特別会計」という。)の平成十三年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 新特別会計法第六條第二項又は第八條第二項の規定により新特別会計の歳入歳出予定計算書又は予算に添付すべき前々年度又は前年度に係る書類については、平成十三年(前々年度)に係る当該書類については、平成十四年度を含む。この予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 旧特別会計の金融自由化対策資金は、この法律の施行の日において、新特別会計の郵便貯金資金となるものとする。この場合において、旧特別会計法第十二條の二第二項の規定により借り入れた借入金償還するまでの間は、新特別会計法第五條の二第一項中「郵便貯金の受入金(第十二條の規定により郵政事業特別会計に保有させるものを除く。）」とあるのは、「郵便貯金の受入金(第十二條の規定により郵政事業特別会計に保有させるものを除く。）」及び郵便貯金会計に保有させるものを除く。及び郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)第二条の規定による改正前のこの法律第五條の三第一項に規定する金融自由化対策資金に係る資金」と読み替えるものとする。

4 この法律の施行の際、旧特別会計に所属する権利義務で郵便貯金預託金又は第一条の規定による改正前の郵便貯金法第六十四條の規定による貸付金に係るもの及び旧特別会計の金融自由化対策資金に属する資産は、新特別会計の郵便貯金資金に帰属するものとする。

5 旧特別会計法第十二條の二第二項の規定により借り入れた借入金については、これを新特別会計法第十二條の二第一項の規定による借入金

とみなして、新特別会計法の規定を適用する。この場合において、当該借入金の償還金があるときは、当該償還金に相当する金額を、郵便貯金資金から新特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

6 この法律の施行前に旧特別会計法第九條の二第二項の規定により旧特別会計の金融自由化対策資金に組み入れた金額があるときは、その組み入れた金額の合計額(旧特別会計法第五條の四第一項又は第三項の規定により特別勘定に繰り入れた金額があるときは、これらの金額を控除した金額。次項において「資金組入額」という。)に相当する金額を、郵便貯金資金から、旧特別会計法第十二條の二第二項の規定によるすべての借入金の償還を完了する年度(次項において「償還年度」という。)の翌年度の特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

7 前項の規定にかかわらず、償還年度の末日までの間において、新特別会計における歳出の財源に充てるため必要があるときは、資金組入額(既にこの項の規定により郵便貯金資金から新特別会計の歳入に繰り入れた金額があるときは、その金額を控除した金額)を限度として、郵便貯金資金から新特別会計の歳入に繰り入れることができる。この場合において、前項中「相当する金額」とあるのは、「相当する金額(次項の規定により新特別会計に繰り入れた金額があるときは、その金額を控除した金額)」とする。

(郵便振替として受け入れた資金の運用に関する経過措置)

第六条 総務大臣は、郵便振替として受け入れた資金であつて、この法律の施行の際に資金運用部資金法第二条第一項の規定により資金運用部に預託しているもの(以下この条及び次条において「郵便振替預託金」という。)については、第三条の規定による改正後の郵便振替法(以下「新郵便振替法」という。)(第七十條の二の規定にかかわらず、当該郵便振替預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き資金

運用部に預託することができる。

2 総務大臣は、郵便振替預託金の払戻金を新郵便振替法第七十條の二の規定により運用する場合においては、郵便振替事業の健全な運営を確保しつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、適切に国債を引き受ける等所要の措置を講ずるものとする。

(郵政事業特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際、第四条の規定による改正前の郵政事業特別会計法に基づく郵政事業特別会計に所属する権利義務で郵便振替預託金に係るものは、同条の規定による改正後の郵政事業特別会計法に基づく郵政事業特別会計の郵便振替資金に帰属するものとする。

(積立金の既往の運用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際に簡易生命保険特別会計の積立金(以下この条から附則第十一条までにおいて単に「積立金」という。)に属する資産のうち第五条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(第三条第一項第五号、第八号、第十号、第十一号、第十二号及び第十七号に係るものがあるときは、総務大臣は、第五条の規定による改正後の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(次条から附則第十一条までにおいて「新運用法」という。)(第三条第一項の規定にかかわらず、積立金を当該資産の保有のために運用することができ

(国に対する貸付けに関する経過措置)

第九条 積立金は、新運用法第三条第一項の規定にかかわらず、平成十五年までの間に限り、国に対する貸付け(郵政事業特別会計法第十六條第一項若しくは第二項の規定による借入金又は同法第十七條第一項若しくは第三項ただし書の規定による一時借入金について行つた貸付けに限る。)に新たに運用することができ

例)

第十條 郵政大臣は、この法律の施行の日までに、新運用法第五條の規定の例により、平成十三年度における積立金の運用に関する計画を定めるものとする。この場合において、同条第四項中「郵政審議会(以下「審議会」という。）」とあるのは、「資金運用審議会」とする。

2 前項の規定により定められた計画は、新運用法第五條第一項の規定により定められたものとみなす。

(積立金の運用についての報告書に関する経過措置)

第十一條 新運用法第六條の規定は、平成十三年度以後の各年度の積立金の運用についての報告書について適用し、平成十二年度の積立金の運用についての報告書については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律の一部改正)

第十三條 大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條中「第一条の規定は、」の下に「郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)による郵便貯金特別会計の郵便貯金資金の運用又はを加える。

(港湾整備促進法の一部改正)

第十四條 港湾整備促進法(昭和二十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五條中「基いて」を「基ついて」に改め、「をいう。」の下に「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金を加える。

平成十二年五月十八日印刷

金」を加える。

一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二百二條第二項

二 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二十四條第三項

三 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)第四條第二項

四 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第十條

五 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三十二号)第八條第二項

六 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第七條第二項

七 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第六條

八 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第八條

九 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第二十二号)第四條第二項

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十六條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「(国にあつては、資金運用部)」を削る。

(金融自由化対策資金の運用及び簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律の一部改正)

平成十二年五月十九日発行

第一条中「金融自由化対策資金を」郵便貯金資金」に改め、「金融自由化に適切に対応した」を削る。

第二条(見出しを含む)及び第三条中「金融自由化対策資金を」郵便貯金資金」に改める。

第六条第三項及び第四項中の「金融自由化対策特別勘定」を削る。

第七條中「金融自由化対策資金を」郵便貯金資金」に改める。

第九條中「金融自由化対策資金の運用及び簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律」を「郵便貯金資金の運用及び簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律」に改める。

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)

第十八條 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「郵便貯金特別会計一般勘定」を「郵便貯金特別会計」に改める。

第一条中「郵便貯金特別会計一般勘定」を「郵便貯金特別会計」に改める。

第二章の章名中「郵便貯金特別会計一般勘定」を「郵便貯金特別会計」に改める。

第二条第一項中「郵便貯金特別会計一般勘定」を「郵便貯金特別会計」に改め、同条第二項中「郵便貯金特別会計一般勘定」を「郵便貯金特別会計」に、「当該勘定」を「当該会計」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第十九條 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第七十六條の次に次の一条を加える。
(郵便貯金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第七十六條の二 郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の一部

を次のように改正する。

附則第三條第一項前段中「郵政大臣」を「総務大臣」に改め、同項後段を削る。

附則第十條第一項前段中「郵政大臣」を「総務大臣」に改め、同項後段を削る。

(財務省設置法の一部改正)

第二十條 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第三号中「簡易生命保険」を「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金及び簡易生命保険特別会計」に改める。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局